

VIII. 口座への入金等

1. 現金による入金、資金開放（払戻）、付利

以下、1、2、3においては、口座への入金とその資金開放・付利に関する各国の約款を紹介し、それらと我が国の銀行取引約款を比較することによって、我が国の約款の問題点、改善の余地の有無を検討することとしたい。1においては現金を入金した場合、2においては小切手を入金した場合、3においては振込金・振替金を入金した場合を取り上げる。1においては、入金された資金の資金開放の関係で、口座に入金された資金をいかなる方法で引き出すことができるか、それに伴う付利の停止はいつ生じるか、といった口座からの払戻しの問題にも触れることとし、そのなかでも現金による払戻しに焦点を当てたい。口座からの払戻しの方法としては、他に、口座からの手形・小切手の振出とか、口座からの振込・振替といった問題も含まれるが、これらは、それぞれ銀行における手形・小切手取引や振込・振替取引の問題として、独立して取り上げるべき問題と考えられるため、ここでは深く立ち入らないこととしたい。1における口座よりの払戻しの検討は、2、3の場合にも共通するため、2、3においては払戻しの問題は取り上げない。

現金を入金した場合に関する規定を設けているのは、比較したなかではフランス、ベルギー、アメリカの三ヶ国である。

(1) フランス

「クレディ・リヨネ銀行預金口座約款

10条（現金による預入）

- (1) 現金の預入の手続きは、現金預入明細書により行われる。
- (2) 預入が口座開設店で行われた場合には、手続き日 (date d'opération) の1日後に当該金額の入金記帳を行う (効力発生日 : date de valeur)。他の店舗において預入が行われた場合は、手続き日の2日後に入金記帳を行う。

11条 (現金による払戻)

- (1) 口座開設店においては、現金による払戻は、自己指図小切手により、口座開設者が小切手帳を所持していない場合は計算小切手 (cheque de caisse) に署名することによって行われる。
- (2) クレディ・リヨネ銀行の他の店舗においては、現金による払戻は、小切手帳及び身分証明書の提示により行われる。小切手は当該店舗を受取人として振り出される。
- (3) 払戻額は、手続き日の2日前に引き落とされる (効力発生日)。

12条 (クレディ・リヨネ銀行の同一店、他の支店、他の銀行における口座への1回限りの振込)

- (1) クレディ・リヨネ銀行は、顧客又はその他の者の利益のためになされる振込の履行を無償で保証する。
- (2) 振込金額は、手続き日の1日前に引き落とされる (効力発生日)

13条 (他の銀行口座に定期的に定額を振り込む自動振込)

- (1) 口座開設者は、「継続振込依頼書」に署名する。この依頼書は更新可能である。解約は、次の振込日の10日以前に口座のある店舗に告知されなければならない。
- (2) 継続的振込依頼は、クレディ・リヨネ銀行における口座開設者の他の口座宛には無償で行える。

(3) その他の種類の口座については、クレディ・リヨネ銀行は振込手数料を徴収する。顧客は取引店舗において料金表を知ることができる。

(4) 手続日の1日前に振込金額を引き落とす(効力発生日)。

14条(計算書、使用料、税金等の支払い：支払場所としての指定)

(1) 顧客は、その預金口座から各種定期的支払い(電気・ガス料金、電話料金、所得税、各種会費)を行うことを、クレディ・リヨネ銀行に対し請求することができる。

(2) クレディ・リヨネ銀行は前項のサービスを無償で行う。

(3) 手続日の1日前に金額の引き落としを行う(効力発生日)。

17条(諸手続)

(1) 移転の際には、口座開設者は、フランス国内の全てのクレディ・リヨネ銀行店舗において、現金による払戻、小切手の預入を行うことができる。

(2) これらの手続きは、クレディ・リヨネ銀行により無償で行われる。

(3) 外国において口座開設者は、クレディ・リヨネ銀行が協定を結んでいる銀行の窓口において、現行フランス為替規制の限度内で現金による払戻を受けることができる。

(4) 前項の払戻は、手数料が必要な場合がありうる。

(5) 払戻方法及び協定銀行の一覧表は、クレディ・リヨネ銀行の各店舗において知ることができる⁽⁴⁾。」

以上のようにフランスにおいては、口座へ現金による預入を行った場合、口座開設店において預入が行われたときでも預入手続日の翌日でないと入金記帳されない。それ以外の店舗において預入が行われたときは手続日の2日後でないと入金記帳されない。入金記帳されない口座からの引出しができ

ない、即ち、資金開放がされないわけである。そしてこの入金記帳がなされて資金解放がなされる日が、付利が開始される日である効力発生日 (date de valeur) とされている (クレディ・リヨネ銀行預金口座約款 6 条 2 項)。手続日と区別して、付利開始日たる効力発生日乃至基準日 (date de valeur, value date, la valuta : フランスでは資金開放日の意味ももっているようであるが、後述するようにイタリアでは、資金開放日と付利開始日である基準日はまた異なる) を設けることは、欧米では一般的である。入金記帳手続きを直ちに完了することはできないという理由によるものであろうが、入金記帳がなされるまでは預金の払戻もなされず、銀行に資金が滞留するし、付利もなされないわけであるから (もっとも当座預金の場合、付利されないことが普通であろうが、当座貸越の貸付期間の計算に影響を与えることが考えられる)、銀行にとっては収益上も手続日と効力発生日がずれている意味は大きいと言えよう。このことは 11 条 3 項において、現金による払戻の場合に、手続日の 2 日前に遡って預金口座からの引き落としがなされ、効力発生日とされていることから窺われる。預金の払戻の場合、手続的にはそのような遡及処理が必要なはずはなく、11 条 3 項は、払戻に必要な資金を用意するために費用がかかることを理由に、付利期間の計算を短くして (当座貸越期間の計算を長くして) 銀行の収益を図るための規定としか理解できないからである。

預金口座からの現金払戻の方法として、口座開設店においては自己宛小切手又は計算小切手、その他の店舗においては小切手帳及び身分証明書が用いられるのは、通帳取引でない場合に銀行が支払免責を得るためであろう。口座開設店においては署名鑑があるため、小切手の署名によって本人確認をし、小切手法上の支払免責を得ることができる。これに対し他の店舗では署名鑑

がないため身分証明書の提示により本人確認をするのであろう。口座の預金の払戻しの方法として、現金の払戻しの他に、振込（12条）、自動振込（13条）、各種の定期的支払い（自動振替？）等に利用できることを規定していることも、フランスの約款の特色である。これらの資金の引き落としが、現金による預金の払戻しよりは1日遅く、手続日の1日前に行われるのは（12条2項、13条4項、14条3項）、現金による払戻しに比べて資金の準備に時間がかからないためであろうか？

(2) ベルギー

「諸行為に関する一般規則

1条（資金の預入）

(5) 銀行に開設された全ての口座は、次の方法により入金となされる。即ち、銀行窓口における預入、ブリュッセルか地方かを問わず、ベルギー国立銀行窓口における預入、他の銀行窓口における預入、郵便局を介在させて銀行の郵便小切手口座への入金記帳、これらの金融機関における勘定の振替又は振込である。この場合、資金の入金先を預入票又は振込票に記載しなければならない。

(6) 外国にいる銀行顧客は、銀行とコルレス関係にある銀行への預入によりベルギーにおける口座に入金できる。コルレス銀行の一覧表は請求があれば交付する。

2条（要求払口座）

(2) 要求払口座に預け入れられた又は振り替えられた金銭は、銀行が資金を受領した日に続く営業日より利息を付する。

(3) 銀行窓口における預入は、権限ある者の署名のある領収書、その他、銀行により認められた方法により確認される。

(4) 口座から引き落とされた又は振り替えられた金銭は、払戻又は振替の前営業日より利息を付さない。

3条 (15日口座)

(2) 15日口座には変動利率が適用され、約15日(月の前半と後半)の期間により開設される。

(3) 資金の預入及び払戻は1000フラン単位でなされる。

(4) 預入は払戻の通知と同じく、15日又は月末の前営業日に、銀行に到達しなければならない。払戻は毎月15日及び月末の翌営業日に執行される。

(5) 15日口座に預け入れられた金額は、銀行が払戻通知を受けない限り、継続される。

(6) 15日単位で計算された利息は、口座開設者の要求払口座に入金記帳される。

4条 (通知預金口座、15日、1月、3月、6月、1年、それ以上)

(2) 銀行は1月、3月、6月、1年、それ以上の期間の通知預金を受け入れる。

(3) 何時でも預入をすることができる。口座の名称の期間の日数又は月数をもって、銀行に到達する手紙により払戻を予め通知しなければならない。

(4) 通知期間は、銀行が通知を受領したときに始まり、期限とされる日に満了する。通知を受けた金銭は要求払口座に移される。

(5) 通知預金口座は、1000フラン単位で金銭を受け入れる。

(6) 本口座の利息は、要求があれば1年毎に、通常は口座閉鎖時に要求払

口座に移される。

5条（定期預金口座、1月、3月、6月、1年、それ以上）

(2) 銀行はまた、期限付き、特に1月、3月、6月、1年、それ以上の期限の資金の預入を受け入れる。

(3) 定期預金口座は、1年のどの時期に開設されるものであっても、1000フラン単位で金銭を受け入れる。

(4) 口座の満期が土曜、日曜、祝日となる場合は、満期日の翌営業日に払戻を行う。

(5) 定期預金は、満期日に通知なくとも払戻可能となる。

(6) 遅くとも満期日までに書面により反対の指図がなされない限り、口座の金額は、その時の有効な条件に従い、同一の期限の新規口座に自動的に移される。

(7) 利息は口座閉鎖時に、但し1年以上預金が継続するときは年1回、要求払口座に移される。

11条 支払場所の指定

(1) 口座開設者である銀行の顧客は、ベルギー通貨又は外貨による証券類、請求書、受取証書等を銀行窓口で支払可能にすることができる⁽²⁾。」

1条5項は、現金、振替、振込による預金の預入を規定したものと考えられる。要求払預金口座に関しては、現金等により預け入れた場合に、いつから資金開放されるか（効力発生日）については規定がない。これに対し、利息を付する期間については明確に規定されており、銀行が資金を受け取った日の翌営業日から付され（2条2項）、払戻又は振替の前営業日から付利されない（即ち前々営業日まで付利される）とされているのは、付利開始日はフ

ランスと同じく、終了日は払戻しについてのみ1日遅いように思われる。15日口座の場合も、期間開始日の前日に銀行に預入がされていなければならない(3条4項)。払戻も満期日の翌営業日となっている(3条4項)。これに対し、通知預金は銀行が払戻の通知を受領した時から通知期間を算定する(4条3項・4項)。定期預金口座の場合は、当然のことながら満期日に払戻可能となる(5条5項)。但し、満期日までに指図しない限り、自動延長されてしまう。満期日が土曜、日曜、祝日であるときは翌営業日に払戻可能になるのは、我が国と同じである。

ベルギーの場合は現金による払戻の方法については規定されていない。

(3) アメリカ

アメリカにおいては、銀行の口座に預け入れられたり送金された資金が、口座開設者のために利用可能となる(資金開放される)時点に関して、連邦法である1987年競争平等銀行法(Competitive Equality Banking Act of 1987)の第6編の Expedited Funds Availability Act(資金支払促進法: E F A Aと略す)及び同法に基づく Regulation CC⁽³⁾が、詳細な規定を設けている。同法が立法されたのは、次のような事情による。即ち、同法制定以前は、銀行は自由に資金拘束(hold: 預入から資金開放まで)の期間を定めていた。この期間はフロート(float)期間と呼ばれるが、銀行は、手形交換に回った小切手が不渡返還がなされなくなるまでは、払戻に応じることに消極的であった。しかし消費者は、以下のような理由によりフロートを認めることに反対した。即ち、99%の小切手は第1回の支払呈示で支払われ、残りの1%も大部分は第2回の支払呈示で支払われるか取立依頼者が仮入金の資金を取立銀行に返還

していること、取立銀行自身はこの取立で不渡返還がなされるまでの期間は支払銀行から小切手金の仮払いを受けて年に約2億9000万ドルの収益を挙げていること、等である。そこで多くの州がフロート期間を規制したり同期間に関する銀行の方針を開示させる立法を行っているが⁽⁴⁾、連邦としてこの規制を行ったのがE F A Aである⁽⁵⁾。但し、E F A Aは、小切手による銀行口座への入金だけでなく、現金や振込等による入金の場合の資金開放や付利についても規制している。E F A Aの規定は半面的強行規定であり、同法より遅い資金開放時点を定めることができないとしているものであって、州法や契約等は、E F A Aより早い資金開放を定めたような場合にのみ有効とされる。

E F A Aによれば、従業員のいる預金受入機関における口座に預け入れられた現金は、原則として預け入れられた営業日の翌営業日には利用可能とされなければならない(資金開放)⁽⁶⁾。もっとも同法上は、当該銀行のA T Mに預けられた現金、夜間金庫や郵送により預けられた現金は、預入銀行営業日の翌々日に利用可能とされなければならないが⁽⁷⁾、統一商事法典(Uniform Commercial Code: UCC) 4-215条(f)項は、銀行窓口以外における現金による預入は、預入の翌営業日に払戻請求権が発生する旨規定しており、こちらの方が早く利用可能になるため、E F A AよりU C C 4-215条(F)項が優先して適用され⁽⁸⁾、結局A T Mや夜間金庫・郵送により預け入れられた現金も、翌営業日から利用可能とされなければならない⁽⁹⁾。しかし、(提携関係にある)他の金融機関のA T Mに預け入れられたときは、預けられたのが現金でも小切手であっても、預入銀行営業日から5営業日以内に利用可能になればよい⁽¹⁰⁾。なお預入が銀行営業日でない日や銀行の締切時間(cut-off hour)⁽¹¹⁾

の後になされた場合は、預入は翌営業日になされたものと看做される⁽¹²⁾。また利用可能とされなければならない営業日においては、当該営業日の営業開始時点から引出可能でなければならず、営業開始時点とは、窓口やATMにより引出可能になる時点と午前9時のいずれか遅い時点とされる。従って、銀行は午前9時をATM引出時間とすることができる⁽¹³⁾。

Chase Checking And Savings Accounts Customer Agreement 中の Chase Better Banking, Savings Accounts 等の、Chase 銀行の口座に関する約款によれば⁽¹⁴⁾、現金を銀行窓口で預け入れた場合、直ちに払戻を受けることができる。銀行窓口での預入以外の方法で預け入れた場合、例えば、ATMの機械に現金を預け入れた場合は、Chase 銀行が受け取った日の翌営業日より払戻可能とされている⁽¹⁵⁾。これは、ATM機に預け入れても、直ちにその額を認識して入力するようにはなっておらず、コンピューターのターミナルから銀行員が入力する必要があるためである。前者はEFAAと同じルールであり、後者はEFAAより顧客側に有利になっており、いずれも有効な約款規定である。現金による預入の場合、預入日から利息が付される。現金の預入が銀行窓口でなされたか否かを問わないようである⁽¹⁶⁾。

アメリカにおける現金による預入の扱いは、EFAA上は翌営業日から、前記約款上は原則として預入時点から資金開放され、預入日から付利するというもので、後述する我が国における扱いに似ている。これは少なくともChase 銀行のようなアメリカの大銀行においては、オンライン化が進んで、銀行窓口で預入がなされれば、直ちに銀行の勘定系ホストコンピューターにインプットされ、全店舗がその情報にアクセスできるためであろう。但し、我が国における自動預金機とは異なり現金の識別機能がない一般のATM機

にも現金による預金機能を与えているために、改めて銀行員の手をへて入金額をコンピューターに入力する必要から、銀行窓口以外での現金による預入の場合は、約款もE F A Aに合わせて翌営業日から払戻可能としたものであり、技術的に可能な限り早く資金開放しようとしている。フランス等のヨーロッパ諸国に見られるように、預入と資金開放の間に時間的余裕をもちとしたり、利息の発生を遅くしたり、付利を早めに止めて銀行の収益を図るといふことは見られない。むしろ、銀行窓口以外における現金による預入で、技術的に資金開放は翌営業日とせざるを得ない場合でも、付利に関しては、預入日から利息を発生させている。法律でもってなるべく早く資金開放させ、付利も早めようとしていることなど、参考になろう。

(4) 日本

我が国の当座勘定規定は、現金による預入を受け入れることのみを規定して(同1条1項)、資金開放時点については規定していない。しかし、アメリカの銀行窓口における預入と同じく、預入時点から資金開放されるものと思われる。但し、手形・小切手の支払い以外の方法、例えば現金による口座からの払戻が可能か否かは、当座勘定規定からは明らかでない。当座勘定の場合、利息は付されないため(同17条)、付利開始時点・同終了時点等は問題にならない。

普通預金規定も、現金による預入ができることを当然のこととして規定しているだけであり(同2条1項)、やはり預入時点から資金開放され払戻可能になることを前提としているように思われる。但し、口座開設店のほか全ての店舗において預入または払戻ができるとしながらも、口座開設店では通帳

と届出印のみで預金全額の払戻を受けられるのに(同4条)、口座開設店以外での払戻は、通帳に届出印が押捺されている場合に限られ、1回(日)毎の払戻限度額が設けられている(同1条)。

通知預金規定(通帳式)は、現金による預入についてなにも触れていないが、当然それが可能なことを前提としている。預入日から7日間の据置期間経過後に利息と共に支払うものとされ、解約の2日前までに通知しなければならないとされている(同2条2項)。利息は、預入日から解約日の前日まで付される(同4条1項)。但し、据置期間内でも解約可能であり、その場合は利息が解約日における普通預金の利率となる(同4条2項)。解約は通帳と届出印により行うとのみ規定されており、口座開設店以外でもそれで解約できるのか不明である。

定期預金規定(通帳式)も、現金による預入を、当然のこととして触れていない。通帳と届出印により解約するものとされ(同5条)、通知預金と同じく、口座開設店以外でも解約できるか、できるとした場合の手続きにつき、特に規定していない。利息は定期の期間につき付される(同4条1項)。

(5) 比較

以上のような現金による預金の預入に関する各国約款との比較からは、我が国の約款に関し次のような指摘ができよう。フランス、ベルギー等のヨーロッパ各国の約款に見られるような、手続日、効力発生日(資金開放日)、付利開始日の区別は、問題の整理としては非常に示唆的である(次の2参照)。しかし、技術的に手続日に資金開放できるのであれば、手続日と効力発生日(資金開放日)を一致させることが、顧客へのサービスになることは言うまで

もない。まして収益性を高めるために、付利開始日を効力発生日（資金開放日）より遅らせたり、払戻日の前営業日より前に付利をやめたりすることは、契約自由の原則の下にあるとはいえ、顧客の批判を招きやすいところと言えよう。このことは、かつての所謂「おどり」に対する批判からも窺える⁽¹⁷⁾。預け入れられた資金が銀行にとって利用可能になった時点から付利し、払戻のための資金を用意する必要の生じる時点から付利を取り止めることが、筋に叶うと考えられる。この意味で現行の我が国の約款は合理的と考えられる。

払戻や解約の手続きについては、規定をより整備する余地があるのではなからうか。口座開設店、それ以外の店舗において当座預金口座から現金による払戻を行う方法（クレディ・リヨネ銀行預金口座約款 11 条 1 項・2 項参照）、口座開設店以外の店舗において通知預金や定期預金の解約ができるのか、できるのならその手続きは何かについて規定すべきであろう。なお普通預金の場合、通帳自体に届出印の印影をルミネートして、口座開設店以外における印影照合に利用するのは、届出印の偽造を容易にするものであって疑問であろう⁽¹⁸⁾。

(1) 以上の翻訳にあたっては、金融法務研究会『各国銀行取引約款の検討—その I 各種約款の内容と解説—』（平成 8 年）（以下、『金融法務研究会報告書』と略す）97 頁以下（大村敦志執筆）を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(2) 以上の翻訳にあたっては、『金融法務研究会報告書』49 頁以下（大村敦志執筆）を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(3) 12 CFR § § 229.1-229.42.

- (4) Cal Fin Code § § 866.6, 867; Conn Gen Stat § 36-9v; Del Code Ann tit 5, § 937; Haw Rev Stat § 490:4-213; 205 ILCS 605/3; Me RevStat Ann tit 9-B, § 241; Mont CodeAnn § 32-1-440; NY Banking Law § 14-d; Or Rev Stat § 705.600; RI Gen Laws § 6A-4601.
- (5) Whaley, *Problems and Materials on Payment Law* (1995) p.215-216.
- (6) EFAA § 603(a)(1); 12 CFR § 229.10(a)(1).
- (7) 12 CFR § 229.10(a)(2).
- (8) 12 CFR § 229.20。
- (9) Lawrence & Hull, *Payment Systems* (1996) § 8:46.
- (10) EFAA § 603(e)12 CFR § 229.12(f). 但し、EFAA § 603(e)参照。
- (11) 締切り時間は、午後2時以降でなければならない(12 CFR § 229.19(a)(5)(ii))。
- (12) 12 CFR § 229.19(a)(5).
- (13) 12 CFR § 229.19(b).
- (14) 『金融法務研究会報告書』73頁以下(岩原紳作執筆)参照。
- (15) 同上80頁以下。
- (16) 同上81頁。
- (17) 皆藤実「おどり利息の廃止について」金融法務事情697号(昭和48年)12頁以下参照。
- (18) 日本経済新聞平成8年7月30日朝刊7面によれば、通帳を盗難し印鑑を偽造して預金を引き出す事件が急増しているという。

2. 小切手・手形の取立委任、小切手金・手形金による入金、資金開放、付利

(1) フランス

「クレディ・リヨネ銀行預金口座約款

9条（小切手の取立）

(1) クレディ・リヨネ銀行は、預金口座開設者のために小切手の取立を保証する。顧客は預入明細書に記入し、それを保管する。

(2) 小切手金額は、手続日後1日乃至5日の間に口座に入金記帳される（効力発生日：date de valeur）。取立期間は小切手の支払場所と預入場所により異なる。

(3) しかし、クレディ・リヨネ銀行は、小切手が不渡となった場合に、受取人の口座から小切手金額及び総括的手数料を引き落とす権限を留保する。

17条1項 前掲参照⁽¹⁹⁾。」

フランスにおける小切手の預入・取立約款規定の特色は、預入後1日から5日後でないと入金記帳がされない点にある。これは、入金記帳日が効力発生日でもあり、付利開始日とされているために（6条2項）、実際に取立銀行に資金が入る日を基準にしたものであろうか。入金記帳後も不渡返還された場合は小切手金及び手数料を引き落とすことが規定されているのは、我が国やドイツ等と異なる。

(2) ベルギー

「諸行為に関する一般規則

10条（手形・小切手（家賃等の）請求書等の取立）

(1) 銀行は、ベルギー及び支払地とする全ての手形類、小切手、請求書等

の預入を受け入れる。

(2) 銀行は、取立のために預け入れられた手形の決済のために、当該手形の振出人により交付される小切手を受け入れる権限を留保する。この場合、銀行は、当該小切手が不渡になった場合の責任を負うことなく、振出人のために当該手形を手放すことができる。

(3) 口座の預入の費用と付利開始日は、アドホックな料金表に記載される。当該料金表は請求により交付される。

(5) 小切手、手形等の取立金は、預入の後、資金の送還があった場合は送還の後に、受取人の口座に入金記帳される。

(6) 銀行は、取立委任を受けた手形の預入において最善の注意を払う。但し、とりわけ以下の場合には、銀行はいかなる責任も負わない。(以下略)

(7) 銀行は、不渡になった手形を当座口座に借方記帳する権利を留保する。手形の借方記帳は、銀行が不渡手形を質にとり自己のために権利行使する権利を損なわない。借方記帳は更改を妨げない。

(8) 銀行は、荷為替手形その他の文書（船荷証券、保険証券、請求書等）の預入を受け入れる。

(9) 銀行は、顧客口座に入金記帳される手形類、振込指図、受取証書の預入により生じる果実につき権利を有する⁽²⁰⁾。」

ベルギーの約款は、小切手のほか手形類その他の文書の受入れも規定している。預入のあったときに入金記帳し、不渡返還があると借方に記帳することで預金の成立を取り消すというやり方は、イタリアと同じく、実質は入金記帳を取り消すドイツや我が国のやり方と変わらない。付利開始時点は別の料金表に規定されているため、不明である。不渡手形について借方記帳した

うえでなお質にとり権利を行使できるというのは、注目される。

(3) イタリア

「当座勘定及び関連業務に適用される規則

4条

(2) 銀行小切手、為替 (vaglia) その他の類似の証書に表示されている金額は、確認 (verifica) の上で、相当の目的 (buon fine) のある場合を除いて、入金記帳される。これは同じ支店、代理店 (stessa difendenza decreditant) 宛に振りだされた銀行小切手が窓口で呈示された場合にも妥当する。上記の金額については、銀行がその確認又は取立を完了し、支店・代理店からその取立の通知を受けるまでは使用可能なものとならない。

(3) 関係する入金記帳に適用される基準日 (la valta) は、顧客に対する上記金額の使用を可能にすることなしに、専ら利息の起算日を決定する。

(4) 銀行が上記の金額の全部又は一部につき、その取り立てがなされる前に、しかも、その金額につき利息が付されることになってから、それを処分することを許容したとしても、そのことは、同様の許容が将来においてもなされることを意味しない。銀行は、これらの金額につき、確認又は取り立てがなされる以前に、口座開設者にその金額につき事前に処分することを許容した場合であっても、いつでも引落とす権利を留保する。

(5) 銀行は、取立が実現しなかった場合には、イタリア民法第1829条(1)に基づく手段を含む必要な手段を採り、且ついかなる時点でも口座に借方記入する権利を留保する。

(6) 上記のことは、確認のうえで、相当の目的がある場合を除いて、入金

記帳される為替手形、受取証 (receipts) 及び類似の書類にも同じように適用される⁽²¹⁾。」

イタリアの規定の特色として、預け入れられた銀行小切手等は、確認の上で入金記帳されるとされていることがあるが、ここでいう確認の意味が明確でない。取立の通知を受けるまでは入金記帳しても利用可能とならず (資金開放されない)、取立が実現しないと口座から借方記帳するというのは、入金記帳を取り消すドイツや我が国等と実質的には同じである。利息の起算日を基準日と呼んで手続日と区別しているのは、フランス等と同じであるが、フランスと異なり、基準日と資金開放日も区別されている。

(4) ドイツ

「1993年銀行普通取引約款

9条 (取立委任)

(1) 受入れに際しての留保条件付入金記帳

銀行が小切手及びラストシュリフトの対価をその取立完了の前に入金記帳する場合には、銀行はその取立を条件として行うものとする。これらの証券が当該銀行自身を支払場所としている場合も同様とする。顧客がその他の証券を、請求金額を支払義務者から取り立てるために取立委任と共に預入を行った場合 (例えば、利札の預入)、銀行による当該金額の入金記帳は、銀行が当該金額を現実に受け取ることを条件とする。銀行が証券の支払場所になっている場合も同様の留保条件があるものとする。小切手又はラストシュリフトの決済がなされないか、銀行が取立委任に基づく金額を受け取っていない場合は、銀行は留保条件付入金記帳を取り消すものとする。

る。これはその間に計算書が交付されたかとはかかわらない。

(2) ラストシュリフト及び顧客により振り出された小切手の支払い

ラストシュリフト又は小切手の支払いのための資金の引落（借方記帳）の実行後、少なくとも2銀行営業日以内に引落が取り消されない場合は、ラストシュリフト又は小切手の支払いがあったものとする。非線引小切手（Barscheck:持参人に現金払いすることが予定されている）は小切手呈示者に現金払いすることにより支払いがなされる。銀行が支払通知を送付した個々の場合にも、小切手の支払いありとされる。州中央銀行の手形交換所に支払呈示されたラストシュリフト及び小切手は、州中央銀行が定めた時点までに手形交換所で不渡返還されないときは、支払いがあったものと看做す⁽²²⁾。」

ラストシュリフトは、資金を受け取る立場にある者が、最初に指図を発して、支払人の銀行口座から金銭を引き落として自らの口座に移転するという、所謂 debit transfer として、振替取引の性格を有する取引である⁽²³⁾。この点で小切手とも共通する性格を有する。小切手やラストシュリフトは、取立のために手形交換に回されるが、このような取立過程の具体的にどの時点で支払いがあったと認識できるか、その結果、これらの預入があった口座において、どの時点で入金記帳を行い、資金開放をし、付利を開始すべきかが、大きな問題となる。

この点に関しドイツの銀行普通取引約款9条1項は、取立完了前に入金記帳は留保条件付きのものに過ぎず、銀行が現実に決済により小切手金やラストシュリフトの対価を受け取らないと、所謂ファイナリティのある資金とならず、入金記帳は取り消される旨を、規定している。そこで言う現実に資金

を受け取ったと看做されるのはどういうときかを規定したのが、同条2項である。ドイツでよく行われるように、非線引小切手を直接支払銀行で呈示して現金による支払いを受けた場合は、その時点でファイナリティのある支払いがなされたことは、言うまでもない。

「ラストシュリフト又は小切手の支払いのための資金の引落の実行後、少なくとも2営業日以内に引落が取り消されない場合」というのは、支払銀行におけるラストシュリフト発行者又は小切手振出口座から対価や小切手金を引き落として、支払銀行と取立銀行が相互に開設した口座間で入金や引き落としを行う、或いは、コルレス銀行に両銀行が有する口座間で振り替えを行う等の方法で決済を行った場合に、支払銀行における発行者又は振出人の口座からの引落後2営業日以内に引落の取消がなければ、支払銀行が発行者や振出人が資金を有していることの確認ができたものと看做し、支払いのファイナリティを守ろうとしたものであろうか。

「銀行が支払通知を送付した個々の場合」というのは、支払通知を送付することによって、銀行は支払義務を負うためであろうか。最後の、州中央銀行の手形交換所に支払呈示して、州中央銀行の定めた時点までに不渡返還されなかったときというのは、手形交換所においては、加盟各銀行の持出手形・小切手等につき交換尻決済をまず行い、各銀行は持帰手形等で振出人の口座に資金がないもの等につき、一定の時点までに不渡返還し、不渡手形等の代り金を持出銀行から受け取ることになっているが、この一定時点までの不渡返還がなければ、持出銀行としては、代り金を支払う必要がなくなり、預入のあった小切手等につき最終的に支払いがあったものと扱うこととしたものである。

なお誤記帳訂正に関する 8 条については、3.(4)を参照されたい。

(5) アメリカ

アメリカでは、前述した E F A A が小切手を預け入れた場合の資金開放につき詳細な法規制をおこなっており、約款もこれに従ったものとなっている。即ち同法によれば、銀行の自己宛小切手（預手：tellers' checks, cashier's checks 等）等の特別に信用が高い小切手は預けた銀行営業日の翌営業日に利用可能とされなければならないほか、一般の他店券（他の銀行店舗を支払場所とする小切手）を受け入れた銀行店舗は、翌営業日に 1 営業日当たり預けた全ての小切手の金額の総額中 100 ドルまでの払戻をしなければならないとされている⁽²⁴⁾。但しこのルールは A T M に預けられた小切手には適用されない⁽²⁵⁾。この 100 ドル・ルールは E F A A の最も大きな特色となっているものである。

100 ドル以上の部分については、以下のような一般的なルールに従う。即ち、同一手形交換区域小切手は（local check）⁽²⁶⁾、前述した 100 ドルを超える部分については、預入日の翌々日には資金が利用可能でなければいけない⁽²⁷⁾。異手形交換区域小切手（nonlocal check）の場合は⁽²⁸⁾、預入日の後 5 営業日目には資金が利用可能でなければならない⁽²⁹⁾。提携している他の金融機関の A T M に預け入れられた小切手も、預入後 5 営業日には利用可能でなければならない⁽³⁰⁾。但し、同一又は異手形交換区域の小切手の取立の場合、100 ドルを超える分の資金を、現金又は電子的支払いや銀行の自己宛小切手による支払いといった取消不能な支払いのために引き出す場合は、もう 1 営業日利用可能になる日を延長することができるが⁽³¹⁾、400 ドル以内又はそれより A T M の引出し限度額が少ない場合はその引出し限度額の範囲では、1 営業

日延長するのではなく本来の利用可能営業日における午後5時に利用可能にしなければならない⁽³²⁾。これに対し、小切手による支払いの資金として小切手取立金を用いる場合は、本来の原則に従い、同一手形交換区域小切手の資金は預入日の翌々日、異手形交換区域小切手の資金は預入日の後5営業日目には利用可能でなければならない。

Chase Checking And Savings Accounts Customer Agreement 中の Chase Better Banking 等の約款は、E F A Aよりもさらに顧客に有利な内容を規定している⁽³³⁾。即ち、Chase A T Mに小切手を預入すれば、直ちに1営業日につき300ドルまで受け取ることができる。預入当日から引出可能である点と、1営業日に100ドルではなく300ドルまで引出可能である点で、E F A Aより顧客に有利である。これに対しChaseの窓口で小切手を預け入れた場合は、翌日、1営業日につき300ドルまで受け取ることができる。預入当日ではなく翌日からしか利用可能にならない点で、A T Mに預けた場合より不利であるが、それでもE F A Aよりは300ドルまで引き出せる点で有利である。但し前月の平均残高の要件、現在過振でないこと、といった要件を充たさなければならない。A T Mにおける預入を窓口における預入より優遇したのは、窓口よりコストの低いA T Mの利用を奨励するためである。小切手の預入はChaseのA T Mでしかできないため、これだけが優遇の対象になっている。小切手のA T Mへの預入は、封筒に小切手を入れて（自分が振り出した小切手や給料の小切手等）A T M機に預け入れるもので、銀行としては実際には幾らの額面の小切手が入っているか分からずに300ドルまで払戻しに応じることになる。いずれにせよ、これは一種の当座貸越といえよう。貸倒れリスクはビジネス・リスクとして割り切っている。E F A Aの100ドル・ルールも、法

律による強制的当座貸越の性格を持っていると言えよう。同時に、現金やEFTによる引出しより小切手による引出しを早く出来るようにしていることから、小切手資金なしに小切手を振り出すことの禁止を緩和したものとも言えよう。なお、Chaseの約款は、300ドルを超える小切手金の支払いについては特に定めるところはない。EFAAに従うものであろうか。

(6) 日本

当座勘定規定は、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（「証券類」）を受け入れる旨規定している（同1条1項）。直ちに取立ができるものとは、期日の到来している証券類で手形交換、本支店交換、店内交換等によって取り立てることの出来るものを言う。但し、同地渡りのほか他地渡りでも、取立に要する日数や不渡り決済確認の時限が同地渡りと殆ど変わらない証券類も、同地渡りと同じ取扱がなされているという⁽³⁴⁾。そして、証券類は、「当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません」とし（同2条1項）、「当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします」とされている（同2条2項）。そして、「その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。・・・」とし（同5条1項）、「前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします」としている（同5条2項）。なお手形交換により取り立てる場合、原則としては取立手数料は不要であるが、特に費用を要する場合は、代金取立

手数料に準じて取立手数料を要求される（同1条4項）。

普通預金規定も、当座勘定規定と同じく、「証券類」の受入れを規定し（普通預金規定2条1項）、受入れ証券類の決済を確認してからでないとい預金の払戻しができないこと（同3条1項）、証券類が不渡りとなったときは預金者に通知のうえ普通預金元帳から引き落とすこと（同3条2項）等、当座勘定規定と同様の定めが置かれている。但し、払戻しができる予定の日を通帳に記載すること、その代わりに、預金口座のある店舗が証券類の支払場所になっている場合の特則（当座勘定規定2条2項に相当する規定）がないこと、等が当座勘定規定と異なる。

「証券類」のうち預金口座へ直ちに受入れができないもの、即ち期日未到来のもの及び他地渡りのものは、代金取立として扱われ（代金取立規定1条）、内国為替として代金取立手数料を取られる（同3条）。しかし実際には、前述したように、一部の他地渡りの証券類は同地渡りと同じ扱いを受け、代金取立てとは扱われない。代金取立における取立代金の入金は、支払期日までに所定の余裕期日があつて、支払期日に手形交換等によって取立のできる期日入金手形に該当すれば、支払期日に入金記帳し不渡通知時限経過後に取立店で決済を確認のうえ支払資金とするという、同地渡りの場合と同じ扱いとなる。しかし期日入金手形以外の証券類は、「銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします」と規定されている（同6条）。

(7) 比較

当座預金規定や普通預金規定が、手形交換による取立に回された他店券は、

不渡返還時限が過ぎて決済が確定しないと支払資金としないというのは、ドイツと同様であり、イタリアも同様と思われる。但し我が国の当座勘定規定は、更に取立銀行店舗が決済を確認したうえでなければ支払資金としないと定めている点異なる。文言上は、各国のなかで顧客に一番厳しい約款と言えよう。少なくとも規定の上では、銀行が決済の確認を終えたと自ら認めないと資金開放がなされないわけであり、何時資金開放されるかは銀行の意思次第になりかねない表現になっている（もともと、普通預金規定の場合は払戻し予定日が通帳に記載される）。そこで、原則として交換日の翌営業日の午前11時が不渡返還時限であることから⁽³⁵⁾、それから1時間程度で確認すべきだと指摘されている⁽³⁶⁾。

しかし例外的には、交換日の翌営業日の午後3時が最終的な不渡返還時限になっており⁽³⁷⁾、緊急事態発生時には更に延長され、延長期間は不確定である⁽³⁸⁾。取立銀行が慎重を期せば、どの時点になれば資金開放がなされるのか、必ずしも明確ではない。更に、代金取立の手続きにのる小切手で期日入金手形以外のものについては、「銀行間における入金報告」がないと入金記帳・資金開放がなされないのであるから、何時資金開放がなされるのか、顧客には分かりにくい。その上、前述したように、同地渡りの証券類と同じ扱いをうける他地渡りの証券類もあることから、顧客には何時資金開放されるかは、益々分かりにくいことになる⁽³⁹⁾。このように当座勘定規定において、顧客には資金開放時点が分かり難いにもかかわらず、それが必ずしも顧客に事前に明示されておらず、且つ規定上は資金開放が遅れても銀行の責任にはならないかのような定めになっていることは、問題である。

この点に関し、ヨーロッパ諸国の約款は、約款上は資金開放時点が具体的

に明示されていないが、取立銀行による決済の確認という主観的な要件は定めておらず、決済時点で客観的に定まるようになっている。アメリカでは、法律により同一手形交換区域小切手か異手形交換区域小切手かに分けて資金開放時限を細かく定めている。我が国においても、普通預金規定は資金開放時点を通帳に明記することとしているわけであり、当座勘定規定においてもそのような扱いが出来ないはずはなかろう⁽⁴⁰⁾。当座預金についても資金開放時点をなるべく顧客に知らせるべきであろう。

自店払いの小切手の取立委任を受けた場合については、我が国では(6)で述べたように、当座勘定規定だけが(同2条1項)普通預金規定等と異なって、他店券の場合と区別して、当該取立店で預入日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とする旨を規定している。各国の約款にもこのような自店払い小切手に関する特別の規定がないが、アメリカの統一商事法典は、そのような規定を設けている⁽⁴¹⁾。早い時点における資金開放を客観的に規定したものであり、望ましい規定と考えられる。

最後に、(5)で触れたアメリカのEFAAのように、資金開放時点の開示から進んで、早期の資金開放を明確な形で法律上強制すべきかという問題がある。アメリカ以外の国ではそのような強制はなされておらず、慎重に考慮すべき問題ではあるが、顧客サービス、銀行の社会的役割といった観点からは、興味深い規制と言えよう。

(19) 『金融法務研究会報告書』96頁以下(大村敦志執筆)を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(20) 『金融法務研究会報告書』55頁以下(大村敦志執筆)を参考にさせて頂いた。

頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(21) 『金融法務研究会報告書』177頁以下（前田庸執筆）の訳に依らせて頂いた。

(22) 『金融法務研究会報告書』19頁以下（前田重行執筆）を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(23) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』（昭和61）241頁以下参照。

(24) EFAA § 603(a)(2)(D); 12 CFR § 229.10(c)(1)(vii).

(25) 12 CFR § 229.10(c)(1)(vii), App E at 485.

(26) 取立銀行店舗と支払銀行店舗が同一手形交換区域にある小切手を指す（12 CFR § 229.2(s)）。アメリカには48の手形交換区域がある（12 CFR § 229.2(m), App E at 479）。

(27) EFAA § 603(b)(1); 12 CFR § 229.12(b)(1).

(28) 取立銀行店舗と支払銀行店舗が別の手形交換区域に属する小切手を指す（12 CFR § 229.2(v)）。

(29) EFAA § 603(b)(2); 12 CFR § 229.12(c)(1)(i).

(30) 12 CFR § 229.12(f).

(31) EFAA § 603(b)(3)(A); 12 CFR § 229.12(d).

(32) EFAA § 603(b)(3)(B); 12 CFR § 229.12(d).

(33) 『金融法務研究会報告書』78頁以下（岩原紳作執筆）参照。

(34) 鈴木禄弥＝中馬義直＝菅原菊志＝前田庸『注釈銀行取引約定書・当座勘定規定』（昭和54年）115頁。

(35) 東京手形交換所規則52条1項。

(36) 鈴木ほか・前掲注(34)126頁。

- (37) 同規則 52 条 2 項、同規則細則 60 条 1 項 1 号・2 号。
- (38) 同規則細則 60 条 4 号。
- (39) 竹内昭夫「小切手の普及を阻んできたものは何か」同『手形法・保険法の理論』87 頁以下参照)。
- (40) 資金開放時点が取立依頼をした顧客と取立銀行の間で争われた事例として、東京地判昭和 40・11・15 金法 428 号 6 頁参照。
- (41) Uniform Commercial Code § 4-301 (b)。

3. 振込・振替による入金、資金開放、付利

振込・振替による入金、資金開放、付利については、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツ、アメリカの約款が規定を置いている。

(1) フランス

「クレディ・リヨネ銀行預金口座約款

15 条 (定期的な収入の直接受領：給与、俸給、年金、家賃、手当等)

クレディ・リヨネ銀行は当該手続きを無償で執行する⁽⁴²⁾。」

振込・振替資金の口座への受入れに関してはこのような一般的な規定しか存在しない。

(2) ベルギー

「諸行為に関する一般規則

1 条 5 項 前掲参照。

2 条 2 項 前掲参照。

6 条 (預金通帳・口座通帳)

(4) 預入は口座開設者又は第三者によってなされる⁽⁴³⁾。」

ベルギーの振込・振替資金の口座への受入れに関する約款規定も、フランスと同じく受け入れる旨だけを規定している。

(3) イタリア

「当座勘定及び関連業務に適用される規則

4条

(1) 別段の通知がない場合、顧客を受取人とする第三者からの振込又は送金 (tutti bonifici e le rimesse) は、自動的に当座勘定に入金記帳される。

(3) 前掲参照。

(4) 前掲参照。

(5) 前掲参照。

(6) 前掲参照⁽⁴⁴⁾。」

イタリアの振込による入金記帳に関する約款の定めは、小切手による入金記帳の場合と同じく、付利開始時点を基準日 (la valta) と呼び、手続日と区別するとともに、基準日と資金開放日も区別していることに、大きな特色がある。このことが大きな問題となった国際的に著名な判例としてイギリスのチクマ判決がある⁽⁴⁵⁾。これは、傭船者が傭船料を支払期日である1月22日にイタリアの銀行にある船主の口座に振り込んで、撤回不能になったものの、イタリアの銀行法と慣習の下では、翌週の月曜である1月26日からしか付利されず、それ以前に船主が右資金を引き出せば銀行から26日までの利息相当分を引かれることから、支払期日に適法な支払いがあったと言えないとして、船主が傭船契約を解除し、これが認容された判決である。

(4) ドイツ

「ドイツ銀行普通取引約款

8条（銀行による計算終結前及び計算終結後の誤記帳訂正）

(1) （計算終結前）

当座勘定口座の入金記帳が誤っている場合（例えば、口座番号違い）、銀行が顧客に対する返還請求権を有する限り、次期計算終結までに銀行は借方記帳によりこれを解消することができる。この場合、顧客は借方記帳に対し、入金記帳額を既に処分したことをもって抗弁とすることはできない（計算終結前の誤記帳訂正）。

(2) （計算終結後）

銀行が計算終結後に入金記帳が誤っていることを確認し、顧客に対する返還請求権を有する場合は、銀行は顧客の口座よりその請求権の額を引き落とすものとする（計算終結後の誤記帳訂正）。この誤記帳訂正に対し顧客が異議を述べた場合は、銀行は口座に再び入金記帳し、返還請求権を別に行使する。

(3) （顧客への通知；利息計算）

銀行は計算終結前及び計算終結後の誤記帳訂正につき顧客に遅滞無く通知する。銀行は誤記帳がなされた日に遡って利息計算の記帳を行う。

9条 前掲参照⁽⁴⁶⁾。」

振替に相当するラストシュリフトによる入金については、既に2.(4)で論じた。振込による入金に関しては8条の誤記帳訂正の規定があるだけである。振込に関しては、被仕向銀行における入金記帳を抽象的債務約束であり、受取人たる口座開設者は被仕向銀行に対し入金記帳請求権を有する

等の法理論が形成されており⁽⁴⁷⁾、このような法理論を前提に、簡潔な約款規定が設けられているものと思われる。

(5) アメリカ

Chase 銀行の約款中で振込入金にふれているのは、Automated Clearing House (ACH) による振込入金に関する部分だけである⁽⁴⁸⁾。それによれば、ACH による振込入金はその最終決済を受け取るまでは暫定的であるとする全国ACH協会の運営規則に拘束されることに顧客は同意するものとされている。最終決済を Chase 銀行が受け取らなかった場合、Chase 銀行は顧客の口座の入金を取り消し、振込依頼人は振込金の支払いを行ったとは看做されないことになる。取消は入金記帳日に遡って行われる。このように Chase 銀行が支払銀行とされている資金移動において最終的な資金の決済が行われなかったときは、Chase は法の許す限りその入金を取り消す権限を留保しているわけである。

しかしアメリカにおける振込・振替取引については、約款よりも連邦EFT法、EFAA、UCC第4A編等の法律やCHIPS、ACH、Fed Wire等のEFTシステムの規則に規律される部分の方が大きくなっている。振込・振替による入金に主に係わっている法律は、UCC第4A編である。同法によれば、被仕向銀行は受取人の口座に入金記帳した時点ではなく、支払指図を承諾した時点で受取人に対し振込金を支払う義務を負う⁽⁴⁹⁾。被仕向銀行による支払指図の承諾は以下の時点に発生するとされる。即ち、受取人にUCC § 4A-405(a), (b) に従い支払うか、指図を受信したこと又は指図により受取人の口座に入金記帳したことを受取人に通知した時点、被仕向銀行が

UCC § 4A-403(a) (1), (2)に従って送金人から指図の全額につき支払いを受けた時点、及び支払指図の拒絶不能時点（拒絶ができなくなる時点）である。支払指図の拒絶不能時点は、具体的には、指図の支払日（被仕向銀行が受取人に振込金を支払うべき日。支払日は送金人が指定するが、指定が無かったり指定された日より後に被仕向銀行に指図が受信された場合は、指図が被仕向銀行に受信された日が支払日となる：UCC § 4A-401）の次の被仕向銀行資金移動営業日の開始時点である。但し、この時点において送金人の指定口座における引出可能預金残高が送金人の指図金額を十分に超えているか、又は、被仕向銀行がその他の方法で送金人から完全に支払いを受けていて、この時点までに指図が拒絶されていないか、この時点後1時間若しくは支払日の次の送金人の資金移動営業日開始後1時間のいずれか遅い時点までに指図が拒絶されていないことを、条件とする⁽⁵⁰⁾。なお以上のように、被仕向銀行は、自己に対する送金人（仕向銀行等）から振込金を受け取った時点で、振込指図を承諾したものと扱われ、受取人に支払義務を負うことになることから（the same day rule）、電子資金移動による入金につき、資金を受け取った営業日の翌銀行営業日に受取人に資金解放することを要求しているE F A Aと比べ⁽⁵¹⁾、より早い資金開放を規定していることになり、UCC第4A編の方が優先して適用されることになる。以上のような the same day rule は、CHIPS等における実務慣行に一致するものである⁽⁵²⁾。

このようにして受取人に対し振込金を支払う義務を負った被仕向銀行は、指図の支払日に支払わなければならないが、被仕向銀行の資金移動営業時間終了後に承諾がなされたときは、翌資金移動営業日に支払わなければならない⁽⁵³⁾。支払指図が受取人の口座への支払いを指示している場合は、それを承

諾した被仕向銀行は、支払日の翌資金移動営業日の夜12時まで、受取人に指図の受信について通知しなければならない。通知をしなかった場合は、通知がなされるべきであった日から受取人が知った日までの利息を払わなければならない⁽⁵⁴⁾。

この被仕向銀行の受取人に対する支払いは、受取人口座への入金記帳によって行われる場合は、受取人が入金記帳された預金を引き出す権利の通知を受けるか、被仕向銀行が当該預金債務を自行の受取人に対する債権の弁済に適法に充当するか、その他の方法で被仕向銀行によって指図の資金が受取人に利用可能にされた時及び範囲において、履行される⁽⁵⁵⁾。入金記帳によらずに行われる場合は、債務の履行を決定する法の原則により被仕向銀行による債務の履行時点が決せられる⁽⁵⁶⁾。

被仕向銀行が、受取人に対する支払いに条件を付したり、当該銀行が指図の支払いを受けないときは受取人から資金の返還を受ける権利を有する旨の合意の下で、受取人に支払指図金額を支払ったとしても、そのような支払条件もしくは合意は、拘束力を持たない⁽⁵⁷⁾。承諾に基づく資金開放ではなく貸付の形をとって条件をつけることも許されない⁽⁵⁸⁾。但し、資金移動システムを通じて行われる資金移動に関しては、資金移動システム規則において、被仕向銀行が承諾した支払指図の支払いを受け取る迄は、暫定的な支払いである旨を定めることができるし、当該規則が受取人及び振込依頼人が振込開始前に暫定的な支払いであることの通知を受けることを要求しており、受取人・被仕向銀行・振込依頼人が当該規則に従うことに合意し、被仕向銀行が支払指図の支払いを受けられなかったときは、受取人に暫定的な支払いを行った被仕向銀行は、受取人にその返還を求めると規定してい

る⁽⁵⁹⁾。ACHの規則がそのような定めを置いていることは、先に記したとおりである⁽⁶⁰⁾。また、加盟者間でネットィングを行い、決済不能加盟者による損失の加盟者間での分担に関する合意のある資金移動システムにおいては、被仕向銀行が支払指図を承諾したものの、当該システムが決済を完結できなかった場合は、被仕向銀行の承諾は無効となり、何人も当該承諾に基づく権利・義務を有することはなく、被仕向銀行は受取人から資金の返還を受ける権利を有する⁽⁶¹⁾。これはCHIPSにおける決済を念頭において置かれた規定である⁽⁶²⁾。

なお、被仕向銀行が承諾した支払指図であっても、それが無権限指図を執行するために発せられたものであったり、振込依頼人を含む送信人の誤りによって発せられた重複指図・振込依頼人から支払いを受ける権利を有しない者を受取人とする指図・その権利を超える金額の指図であったときは、当該指図を撤回・訂正できるし、被仕向銀行としても錯誤又は原状回復の法に基づき受取人に払い戻した金額を取り戻すことができる⁽⁶³⁾。また裁判所は、被仕向銀行に対し受取人に対する資金開放を禁止したり、受取人に対し預金の引出しを禁止できる⁽⁶⁴⁾。

(6) 日本

我が国の銀行取引約款は、ごく最近まで振込による入金については、次のような規定のみを置いていた。

「当座勘定規定

3条（本人振込）

当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった

場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。」

この他には、当座勘定規定4条が、第三者による振込につき、上記第3条と同様に扱うことのみを規定しており⁽⁶⁵⁾、普通預金規定は「この預金口座には、・・・為替による振込金も受け入れます」とのみ規定していた(同2条1項2文)。ところが、平成7年に当座勘定規定や普通預金規定等の改正が行われて、次のような誤記帳訂正に関する規定が追加された。当座勘定規定では従来の3条が3条1項とされ、同条に2項が追加された。

「3条2項 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。」

また預金規定には新たな3条が追加され、従来の3条以下は1条ずつ繰り下がった。

「3条(振込金の受入れ)

- (1) この預金口座は為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信 による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。」

(7) 比較

振込・振替による入金に関し第一に問題になるのは、いかなる時点でいかなる義務が被仕向銀行に発生するかということである。ドイツ等ヨーロッパ

諸国や我が国の約款は、被仕向銀行・取立銀行が受取人の口座に振込・振替による入金記帳を行った時点で、銀行の受取人に対する預金債務が発生するという考え方に立っているように思われる⁽⁶⁶⁾。しかし例えば、被仕向銀行が振込通知（及び振込資金）を受け取ったものの入金記帳しないときに、受取人が被仕向銀行に対しいかなる権利を有するのか、明確でない。(4)で触れたドイツのように、両者の間に予め存在する契約に基づき入金記帳請求権を持つというのが、論理的には明快であるが⁽⁶⁷⁾、その違反にいかなる救済が認められるのか、はっきりしていない。これに対し、アメリカUCC第4A編は、(5)で述べたように、被仕向銀行が支払い指図を承諾したときに、被仕向銀行の受取人に対する義務が発生するとする。この義務の発生には、被仕向銀行・受取人間に予め契約が存在することを要せず、承諾そのものから義務が発生する。この義務の履行は、受取人の口座への入金記帳及び受取人への通知、又はその他の方法によって履行されうる。入金記帳を絶対視し、被仕向銀行と受取人の間の契約に全て委ねるドイツの行き方と、入金記帳を被仕向銀行の受取人に対する義務履行の一つの方法としか捉えず、しかも受取人への通知も合わせて要求し、契約に基づくのではなく法律に基づき義務を発生させその内容を決定するアメリカの行き方、それぞれの長短を比較する必要があるように思われる⁽⁶⁸⁾。我が国実務はドイツの影響を強く受けているが、後に検討する誤記帳訂正の問題等、契約に全てを委ねるその行き方の妥当性や契約に基づく被仕向銀行の義務・権利の内容の妥当性が、検討されるべきように思われる。

第二の問題が、支払いのファイナリティである。振込において被仕向銀行が振込通知を仕向銀行又は仲介銀行等の送信銀行から受信した時点で入金記

帳するとき、最終的な銀行間（送信銀行たる仕向銀行又は仲介銀行と受信銀行たる被仕向銀行の間）の決済があるまでは暫定的（仮）入金記帳として払戻しに応じないことができるか否か（資金解放時点の設定）、また銀行間での振込資金の決済以前に受取人に払い戻したものの決済がなされなかったときに、被仕向銀行が受取人に払い戻した振込金の返還を求めうるか、という問題である。ドイツにおけるように入金記帳への受取人の信頼を重視し、入金記帳と現金による支払いを同視して、振込の支払い方法としての信頼性・迅速性を重視する考えからは、これらを否定することになる。しかし被仕向銀行のリスクを避け、決済システムとしての安全性を重視する立場からは、これを肯定することになる。(5)で検討したように、アメリカは原則としてこれを否定しながらも、資金移動システムの規則により、これが受取人や振込依頼人等に知られていること等を条件に、肯定することも認めているわけである。我が国の約款上はこのことが明確ではない。全銀システムによる振込の場合は、日銀による決済の保証があるからこの問題は生じないが、外国為替円決済制度による振込の場合や、日銀ネットによる時点決済での振込の場合、文書為替による振込で手形交換を通じて銀行間の決済が行われるような場合、等に我が国でも問題になりうるように思われる。約款規定の整備が検討されてもよいのではなからうか。

第三の問題は、付利開始時点をいかに定めるかということである。第二の資金開放時点の設定の問題にもかかわる。確かにイタリアにおけるように、入金記帳時点、資金開放時点、付利開始時点は区別しうるが、少なくともそれが顧客に分かるようにする必要があるし、またアメリカのEFAAにおけるように、顧客保護の視点も必要であろう。

第四の問題は、誤記帳訂正である。ドイツの約款規定やアメリカのUCC第4A編の規定と比較して、我が国の規定は銀行に錯誤があった場合についてのみ、しかも無条件で誤記帳訂正を認めて、振込依頼人の錯誤については一切訂正の余地も認めていないのは、問題がありうるのではなかろうか⁽⁶⁹⁾。

(42) 『金融法務研究会報告書』98頁(大村敦志執筆)を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(43) 『金融法務研究会報告書』53頁(大村敦志執筆)を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(44) 『金融法務研究会報告書』177頁(前田庸執筆)の訳に依らせて頂いた。

(45) *A/S Awilco v. Fulvia S.P.A. Di Navigazione (The "Chikuma")*, (H.L.) [1981] 1 Lloyd's Rep.371; (C.A.) [1980] 2 Lloyd's Rep.604; (Q.B.) [1978] 1 Lloyd's Rep.367. なお、岩原紳作「コンピューターを用いた金融決済と法」金融法務研究創刊号(昭和60)9頁・49頁参照。

(46) 『金融法務研究会報告書』18頁以下(前田重行執筆)を参考にさせて頂いた。しかし、訳責は筆者にある。

(47) 『金融法務研究会報告書』89頁(岩原紳作執筆)参照。

(48) 後藤・前掲注(23)57頁以下参照。

(49) UCC § 4A-404(a).

(50) UCC § 4A-209. 支払指図の拒絶については、UCC § 4A-210参照。

(51) § 603(a)(1)(B), 12 CFR § 229.10(b).

(52) UCC Article 4A, Prefatory Note; Lawrence & Hull, *supra* note 9 § 14.26.

(53) UCC § 4A-404(a).

- (54) UCC § 4A-404 (b).
- (55) UCC § 4A-405 (a).
- (56) UCC § 4A-405 (b).
- (57) UCC § 4A-405 (c).
- (58) UCC § 4A-405, Official Comment 2; § 4A-209, Official Comment 5.
- (59) UCC § 4A-405 (d).
- (60) NACHA Operating Rule 4.4.6, 2.1.4, 2.1.5.
- (61) UCC § 4A-405 (e).
- (62) UCC § 4A-405, Official Comment 4; Lawrence & Hull, *supra* § 14.27.
- (63) UCC § 4A-211 (c) (2).
- (64) UCC § 4A-503.
- (65) 当座勘定規定5条1項、11条3項・5項等は振込入金につき簡単に触れる。
- (66) 但し、ドイツ以外のヨーロッパ各国における判例・学説上の考えは不明である。
- (68) 岩原紳作＝藤下健『「国際振込に関するUNCITRALモデル法」の逐条解説』金融法研究資料編(8)・別冊(平成4)53頁以下参照。
- (69) 岩原紳作・判例評釈・金融法務事情1460号(平成8)11頁、同「電子資金移動(EFT)および振込・振替取引に関する立法の必要性(6)」ジュリスト1089号(平成8)312頁以下参照。

[岩原紳作]

4. 支払拒絶とその制裁

小切手を不渡りとした顧客については、口座取引は終了されることになるのが通例であろうが（ベルギーの約款では、この旨が明記されている。諸行為に関する一般規則 2 条 8 項。本研究会『各国銀行取引約款の検討—その I 各種約款の内容と解説』（1996 年。以下、『報告書 I』という。）51 頁）、そのほかに、支払拒絶に関しては、フランスの約款にのみおかれている規定があり（クレディ・リヨネ銀行預金口座約款 4 (20)。『報告書 I』101 頁。なお、同頁の約款は、後述 1991 年法ではなく 1975 年の法律に言及しており、1991 年法による新制度導入前の約款であろう。）、そこでは、法律にもとづく小切手の振出禁止処分があることについての規定がおかれている。これは、次のようなフランス特有の法制度によるものである（以下のフランスの制度についての解説として、野村豊弘「海外金融法の動向—フランス—資金のない小切手の振出」金融法研究 8 号 122 頁 (1992 年) がある。また、最新の研究書として、M.Gamdji, *La sécurité du chèque, prévention et répression de l'émission de chèque irréguliers*, 1998 がある。）。

フランスでは、ジュネーヴ小切手法条約を批准・国内法化した法令は、1935 年 10 月 30 日デクレ・ロワ (Décret-Loi du 30 octobre 1935 unifiant le droit en matière de chèques。以下、35 年法という。) であり、制定時には 19 世紀の法律以来の悪意の資金不足小切手の振出に対する刑法の詐欺罪の適用という刑事罰を定めていた。戦後になり、1975 年に改正が行われ、不渡小切手の振出に対する制裁として、従前から存在していた刑事罰に加えて振出禁止処分の導入が行われた。さらに、1991 年 12 月 30 日の法律 (Loi n.91-1382 du 30 décembre 1991 relative à la sécurité des chèques et des cartes de paiement) による 35 年法改正で不渡小切手の振出人に対する制裁は抜本的な改正をみた。これは、改正前の制裁のうち刑事罰

については、不渡小切手の数のあまりの大きさから刑事訴追をする検察当局の活動に支障を生じるにいたったためのものであり、右1991年法では、不渡小切手の振出に関しては基本的には刑事罰の適用を廃棄し(例外的に刑事罰が残されている)、民事的制裁としての振出禁止処分の拡充を図ったものである。

1991年法による具体的な民事制裁としては、まず第1に、振出禁止命令であり、支払または資金の提供および後述課徴金の納付の要件をみたしたうえで認められる資格回復の場合を除いて、すべての銀行の口座を通じての小切手振出を10年間禁止するものがある(35年法65-3条、65-3-4条)。禁止処分が発された場合には、銀行も小切手用紙を交付することが禁止される(35年法65-2条)。このような民事的制裁を補完する措置として、中央銀行であるフランス銀行による小切手信用情報の提供システムが設けられている(35年法74-1条)。

第2は、国庫に対する課徴金(*la pénalité libératoire*)の納付命令であり、原則として振出金額1000フラン当たり120フランとされているが、不渡りの前12ヶ月内資格を回復した者については2倍に増額される(35年法65-3-1条、65-3-2条)。

なお、不渡小切手と関連するフランス特有の規定であるが、顧客の資金不足にもかかわらず100フランまでの小額小切手については支払人(銀行)が支払義務を負うものとされている(35年法73-1条)。

小切手が支払決済手段として頻繁に使用される国においては、小切手の信用を維持するために何らかの制度が整備されているはずであるが、手形交換所規則という銀行間の協定によっているわが国の制度(ただし、小切手だけでなく信用供与手段としての手形の信用維持をむしろ主目的とする)、消費者信用情報機関による信用情報システムにより各銀行の自主的判断によっていると思われ

るアメリカの制度など、民間で対処する制度と比べると小切手法上の制度とされているフランスの制度はきわめて特徴的なものである。ただ、わが国の取引停止処分制度と比較すると、小切手取引だけが禁止される制度にすぎず、また、制裁の内容としてもすべての信用供与取引を禁止するわが国の制度とは異なるものであることに注意しなければならない。

5. 無権利者・偽造証券に支払った銀行の責任

(1) 総説

本研究会で収集した各国銀行取引約款において、無権利者・偽造証券の支払をした銀行の責任に関する規定がおかれている例としては、スイスの銀行取引約款があげられる（『報告書 I』40頁）。すなわち、模範銀行取引約款4条は、「資格の欠如および偽造を知らなかったことにより生ずる損害は、当行に重大な過責がないときは、顧客が負担する。」と規定する。ここでは、無権利者に対する支払および偽造証券に対する支払の双方について銀行の重過失免責が規定されているが、この規定については顧客保護の観点からの批判があり、クレディ・スイス銀行取引約款では、「当行は、顧客および適法に選任された代理人の署名を注意深く審査する義務を負うが、照合に際してそれ以上の審査をなす義務を負わない。適正な注意を尽くしたにもかかわらず、当行の探知しない偽造または誤った認定の結果に対しては、いかなる責任も引き受けない。」と規定しており、この規定は、偽造証券に対する支払についてのみ規定するものと思われる。ジュネーヴ条約批准国では、有効に振り出された手形・小切手の無権利者に対する支払による銀行の免責については、わが国の手形法40条4項・小切手法35条に相当する法律規定により銀行の免

責は決せられるはずであり、約款により規定する余地はなく、約款に規定があるとしても偽造証券に対する支払にかかる規定だけであると思われる。したがって、以下では、もっぱら偽造証券に対する支払にかかる法律問題に絞って検討することとする。

クレディ・スイス銀行の上記のような約款規定は、銀行による署名の照合について過失がないかぎり銀行の免責（すなわち、顧客の損失負担）を定めるものであり、顧客の側に過失等の帰責性が認められることを要件としないという点で基本的な構造はわが国の当座勘定規定16条と共通するものである。さらに、ドイツでも、偽造小切手の支払に関して、後述のように、銀行の免責条項がおかれている。

これに対して、アメリカ、英国、フランス、ベルギー、イタリアの当座勘定に関する約款では、偽造証券の支払をした銀行の責任についての規定は見い出されない。これは、かかる法律問題については、約款で特約することはせず、法律上のルールにより処理されることを意味すると思われるが、後述のようにアメリカでは統一商法典（Uniform Commercial Code:UCC）が詳細な規定を設けているのに対して、その他の国では、特別の法律の規定は存在せず、解決は理論に委ねられている。

たとえば、英国では、偽造手形・小切手については当座勘定契約上の顧客の銀行に対する支払委託が存在せず、銀行が支払をしたとしてもその支払額を顧客の口座残高から引き落とすことはできないというのが原則であり、ただ、顧客の側に偽造についての帰責性のある行為があると認められれば禁反言（estoppel）の法理により顧客は偽造であることの主張ができなくなるという例外が認められる（G.Penn, A.Shea & A.Arora, The Law relating to Domestic Bank-

ing, Vol.1, p.77 et seq(1987)参照)。これは、後述する1990年改正前のUCCの立場と基本的には共通するルールによるものということができる。

フランスでも偽造手形・小切手については支払委託が存在しないから銀行が支払をしたことによる損失は銀行の負担となるというのが出発点となるルールであると思われ、その点では英国と同じといえそうである。もっとも、フランスでは、今回入手された約款ではなにも規定がないが、損失を顧客が負担するとする約款規定が使用されているという紹介もあり、事実関係が確認できていないので、これ以上の言及は避けることとする（なお、フランスの偽造小切手の支払による損失負担に関しては、平泉貴士「偽造小切手の支払による損失負担に関する免責条項の効力—フランス法を手掛かりにして—」中央大学大学院研究年報20号43頁(1991年)がある。)

このように、偽造証券に対する支払に関する損失負担については、約款で規定をおいて損失を顧客に負担させようとする国と、法律上のルールに従うこととする国がある。前者のうちドイツでは約款の効力(有効性)については、激しい論争があり、最近、約款の改正が行われており、そこでの議論はわが国の約款についての議論にも参考となる点が多い。他方、アメリカでは、上述のように、偽造証券に対する支払による損失負担についてはUCCの規定による解決が図られているが、1990年に相当大幅な改正がなされ、そこでは他の国には見られない独特の損失負担ルールが定められている。そこで、以下では、ドイツおよびアメリカの偽造証券に対する支払についての損失負担に関する法的処理に関する現状を紹介することとしたい。

(2) ドイツ

ドイツでは、偽造小切手の支払による損失負担に関する直接の法律の規定は存在せず、約款でこの問題が規律されているが、そもそも約款の規定がない場合にどのような結果となるのであろうか。この点がどうであるかは、ドイツでは、約款規制法(AGB-Gesetz)による約款の司法的規制の重要な指標として任意規定からの逸脱ということがあげられるので、きわめて重要な意味がある。

偽造小切手に対する支払による損失負担に関しては、他の諸国と同様に、そもそも当座勘定契約上の支払委託が不存在であるから損失は銀行が負担すべきものであり、銀行はこの損失を顧客に転嫁しえないというのがドイツでも支配的見解であるといえることができる(法律構成としては、委任にもとづいて支払をする銀行の民法典670条にもとづく費用償還請求権が支払委託のない偽造小切手については発生しないということになる。)。もっとも、この立場でも、顧客の側に偽造小切手の振出について原因がある場合には、例外的に顧客が損失を負担すべきことを認めるが、これはあくまでも、顧客の側に当座勘定契約上の債務不履行(積極的債権侵害)責任が発生する場合に限ってのことであり、そのような債務不履行責任の発生のためには顧客の側に偽造に関して過責(故意または過失)があったことが必要なのである。

このような支配的見解に対しては、しかし、ドイツの特殊な状況として、ある時期からの学説において、支配領域論(Sphärentheorie)という見解が主張されるようになり、顧客の側の過失までを要件としないで損失を顧客が負担すべきであるという見解が広まってきたということがある。この支配領域論は、銀行が注意を尽くしても偽造を発見しえなかった場合に、偽造の原因が

小切手用紙の紛失のように顧客の領域にある限りにおいて顧客が損失を負担すべきで、銀行は損失を顧客に転嫁できるというものである。支配領域論によれば、支配的見解のように、顧客の過責があったことが顧客の損失負担の要件にはならず、銀行に有利な結果となる。

現在、学説は、支配領域論について賛否半ばする状況にあるようである（最近まで学説の状況について、Schimansky-Bunte-Lwowski, Bankrechts-Handbuch, Bd.1, 1997, § 60 RdNr 99f.(Nobbe), Baumbach-Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 20.Aufl.,1997, Art.3SchG Anm.13ff.)。

さて、以上を前提としてドイツでは銀行取引約款が損失負担について規定を設けることで問題に対処されているが、1995年改正前の小切手取引約款には、次のような規定がおかれていた（1995年改正前の直近のものである1989年の約款。『報告書 I 』 133 頁以下参照）。

第 11 条（危険分配）

前条までの規定に対する違反行為のすべての結果ならびに小切手、小切手用紙および受領書用紙の紛失、濫用的使用、偽造および変造のすべての結果は、口座所持人が負担する。支払機関は、それに帰すべき過責の範囲において、損害の発生に対する他の原因に加功した範囲に応じてのみ責任を負う。

これによれば、偽造小切手に対する支払につき、銀行側に過失があった場合は、銀行の支配領域に原因があるものとして銀行の過失が損失に寄与した程度に応じて損失を顧客と分担することになるが、それ以外の場合は、顧客

が損失を負担することになる。ここでは偽造の原因が顧客の領域にあることが必ずしも明確な要件とされていないので、前述のような学説にいう支配領域論そのものと合致したものといえるかどうかも問題であるが、その点はともかくとして、この損失負担条項については、支配領域論に立つ学説からは基本的には支配領域論という任意法的原則そのものを明文化したものと評価がなされよう。しかし、それ以外の学説からは、過失がなければ顧客に損失を負担させることはできないという任意法的原則を顧客の側に不利益に変更するもので、約款規制法により不当な約款条項としてその有効性について重大な疑問が投げかけられることになる。ただし、判例はかかる約款を無効とまで判示しているわけではない（最新のBGH判例であるBGHZ 91, 229も制限的解釈をしているだけであって、無効といているわけではない。）。

このような学説の批判や判例の姿勢の変化を受けて、1995年の小切手取引約款改正により、損失負担ルールは大幅に改正されることとなった。新約款（Bedingungen für den Scheckverkehr (Überbringerscheck und Orderscheck)）の該当規定は次のとおりである。

第3条（顧客および銀行の責任）

- ① 銀行は、小切手契約にもとづくその義務の履行について責任を負う。顧客が有責な行為、とくに注意義務の侵害により損害の発生に寄与したときは、銀行および顧客がいかなる範囲で損害を負担しなければならないかは、共同過責の原則にしたがい決定される。
- ② 顧客が振出後に紛失した小切手を銀行が支払うときは、銀行が支払に際して重大な過失なくして行為したときにかぎり顧客の口座の負担とする

ことができる。

③ 顧客が登記された商人、公法上の法人または公法上の特別財産である場合には、顧客は、さらに、小切手用紙をその過責なく同人の支配可能な責任領域（たとえば事業所からの盗難）から紛失したことにより発生し、かつ、紛失した小切手用紙上に偽造された小切手を銀行が支払うことにより発生する損害を負担しなければならない。この責任は、偽造された小切手がその外観によれば真正なものとの印象を惹起し、かつ、小切手の支払停止およびその他銀行に認識可能な異常事態の根拠を提出しないときのみ適用される。

この約款条項では、まず、2項は、顧客が振り出した後の小切手の紛失に関して規定しているが、これは小切手所持人が小切手を紛失した場合に関する規定であると思われ、無権利者に対する支払にもとづく銀行の免責にかかる問題であるので、ここでの問題には無関係である（Baumbach-Heferrmehl, a.a.O.Art.3 SchG Anm.20 は、2項は、小切手法21条の規定に対応するものであるとする。）。

そこで、1項と3項であるが、顧客の側の属性により損失負担ルールが区別して設定されることに特徴がある。すなわち、3条1項と3項との関係から、3条1項は顧客が商人、公法人等でない者（おおむね消費者）である場合に関する規定であり、3条3項は顧客が商人、公法人等である場合に関する規定であることがわかる。そして、商人等でない顧客に関する3条1項では、支配的学説がいう顧客に過失がなければ損失は銀行の負担となるという原則に回帰している。これに対して、商人等である顧客に関する3条3項で

は、文言は1995年改正前の約款規定に相当修正が加えられているが、基本的には改正前約款規定と同じく支配領域論に立脚した損失負担ルールを定めているものということができる。このように、商人等でない顧客に対しては、支配領域論を断念したことの背景には、消費者取引であるかぎり約款条項の不当性が認められやすいということがあることは明らかであろうが、それ以外にも、顧客が消費者であるか商人であるかで損失負担のあり方を考える上での利益衡量には相違があるということが配慮されているのであろう (Koller, Die Verteilung des Scheckfälschungsrisikos zwischen Kunde und Bank, NJW 1981, S.2488f. では、偽造による損失負担に関して、個人と企業を区分し、個人については偽造リスクの均質性ということから銀行が損失を負担し保険により損失のてん補を図るのが適当であるのに対して (なお、この解決は、ユーロ・チェックに関する、原則として損失の90%は銀行の損失負担となるという解決において基本的にとられている考え方である)、企業についてはリスクの不均一性 (小切手金額の多様性や事業規模・組織の多様性による管理リスクの多様性など) から損失は顧客負担とし顧客において保険により損失のてん補を図ることが適当であるとする。)。なお、ドイツでは個人の支払手段としてユーロ・チェック以外の小切手を使用されることはあまりないので、新約款でも銀行に実質的にはあまり大きな不利益はないということがあるかもしれない。

このような改正約款については、1項に関するかぎり不当であるとの批判はなくなったが、商人等に限定されたとはいえ3項については、依然として、顧客の過責を要件とせずに損失を顧客に負担させるもので約款規制法9条1項にいう不当な条項であるとの批判がかなりある (Ulmer- Brandner-Hensen,

AGB-Gesetz Kommentar, 8.Aufl.,1997, Anh. § § 9-11 Anm.610(Brandner),
Schimansky-Bunte-Lwowski, a.a.O. § 60 RdNr 132-134(Nobbe)。

なお、ドイツでは、ユーロ・チェック・カードと結合させて小切手金額400
マルクまでの支払を銀行が保証したユーロ・チェックについては、別途ユー
ロ・チェック約款による損失負担が定められており、ここでは、上記小切手
約款とは異なる損失負担ルールが規定されている。これについても1995年に
は一部改正が行われているが(Bedingungen für ec-Karten)、本稿では立ち入ら
ない。

(3) アメリカ

偽造証券に対する支払いによる損失負担についてのUCCの規整は、1990
年に大幅に改正されている。以下、改正前と改正後の損失負担ルールを概観
する(1990年改正前の損失負担ルールについては、木南敦「アメリカにおけ
る銀行による小切手取立と偽造の処理—統一商法典と銀行取引」法学論叢
108巻2号59頁、3号50頁、4号42頁(1980年～1981年)参照)。

① 1990年改正前

偽造証券(UCCの規定は、小切手以外の流通証券に共通するルールと
して設けられているが、アメリカでも議論の焦点は小切手にあてられてい
る。)については、顧客の銀行に対する支払委託がそもそも存在しないか
ら、仮に銀行が偽造証券の所持人に対して支払をしたとしても、支払額を
顧客の勘定に帰せしめることはできない(銀行が偽造証券に対して支払を
して顧客の口座残高から引き落としをしている場合には顧客は残高の回復
を請求できる)。UCCでは、このことを直接規定してはいないが、properly

payable ruleとして当然のことと解されている。この properly payable rule を前提として、例外的に損失を顧客側に負担させることができる事由が規定される。

まず、3-406条は、次のように規定していた。

第3-406条（変造または無権限署名に寄与する過失）

その過失(negligence)により、証券の重要な変造または無権限署名の作出に実質的に寄与する(substantially contribute)者は、正当な所持人または誠実にかつ支払人(drawee or payor)のビジネスの合理的な取引上の基準に合致して証券の支払をする支払人に対して変造または権限の欠缺を主張することを禁止される(be precluded)。

この規定により偽造を含む無権限署名の作出について過失により実質的に寄与したとされる被偽造者＝顧客は偽造であるとの主張ができなくなり、支払による損失を負担しなければならない。ここでいう過失があったとされる場合として、オフィシャル・コメントでは、署名用のスタンプを使用しており、その管理に過失があった場合を例示する(その他の事例につき、木南・前掲論文(2)65頁参照)。また、偽造に「実質的に寄与する」ということの意味については、顧客の過失が偽造の近因(proximate cause)であることまでは要せず、緩やかな因果関係があれば足りると一般的に解されてきた(木南・前掲論文(2)67頁参照)。

他方で、銀行が支払に際して、誠実であったこと(in good faith)、および、合理的な取引上の基準に合致することが必要であり、この要件をみたさな

かった銀行は、顧客に過失があったとしても損失を負担しなければならない。署名の照合など銀行としては偽造証券に対する支払を最終的に防止しうる地位にあるので、銀行としての注意を怠れば、いかに顧客に過失があろうとも損失を負担すべきであるというのである。

このような解決は、まさに場合により顧客または銀行のいずれか一方当事者が損失の全額を負担することになるという意味で、winner-take-allアプローチ (Burke, Loss Allocation Rules of the Check Payment System With Respect to Forged Drawer Signatures and Forged Indorsements: An Explanation of the Present and Revised UCC Articles 3 and 4, 25 UCC L.J.318, 344(1993)) といわれるのである。

なお、3-406条は、振出人の署名が偽造された場合に適用されるのみでなく、裏書が偽造された場合に、所持人に支払をした銀行が顧客の口座から資金を引き落とし、顧客に損失を負担せしめることができるかという局面にも適用される。アメリカでは、いかなる場合でも偽造裏書は無効な裏書としてしか扱われないから、銀行が偽造裏書後の所持人に支払をしても有効な支払とはなりえず、したがって顧客の口座からの引き落としはできないことになるべきところ、3-406条は例外的に引き落としを認める事由となるのである(この点は、次の4-406条についても同様である)。この裏書が偽造された場合にも適用をみるという点は、後述の1990年改正後も変わりはないが、本稿の以下では、もっぱらわが国の問題関心に合わせて振出人署名が偽造された場合についてのみ検討することとする(偽造の裏書に関しては、1990年改正により、新たな規定として被用者による裏書の偽造の場合には広範囲で損失を使用者に負担させる4-405条が設けられてい

るが、同条についての検討も後日に譲ることとする。)

次に、顧客が偽造証券に対する支払による損失を負担しなければならない第2の場合として、銀行の顧客に対する支払済み小切手の返還および計算書(支払明細書)の交付義務を前提として、偽造証券がいったん支払われたことが判明した後に顧客がそのことを銀行に通知することを怠った場合等がある。偽造が反復的に行われるような場合は、顧客は返還された小切手と計算書から偽造を速やかに発見して銀行に通知しておかなければ、以後の偽造に関して損失を負担しなくななくなる((2)・(4)項で、期間経過に応じて通知義務および損失負担の内容が変わってくる)。これに関するのは、4-406条であり、次のように規定していた。なお、条文中のアイテムという用語は、本稿との関係では小切手と考えればよい(厳密には、1990年改正前は4-104条(g)号、改正後は4-104条(9)号で定義されており、証券よりは広い概念である。)

第4-406条(無権限署名または変造を発見し通知する顧客の義務)

(1) 銀行がその顧客に対して、借方記帳により誠実に支払をしたアイテムを添付した計算書を送付し、または、顧客の要求もしくは指図にしたがい計算書およびアイテムを所持し、またはその他合理的な方法で計算書およびアイテムを顧客の利用に供せしめるときは、顧客は、無権限署名または変造を発見するために合理的な注意および迅速さをもって計算書およびアイテムを点検し、発見の後は迅速に銀行にその旨を通知しなければならない。

(2) 顧客があるアイテムに関して第(1)項により顧客に課される義務に

従わなかったことを銀行が証明するときは、顧客は、銀行に対して、

(a) 銀行がそのような義務違反により損失を被ったことをも証明する

ときは、そのアイテム上の顧客の無権限署名または変造、および、

(b) 最初のアイテムおよび計算書が14暦日を超えない合理的な期間、顧客に対して利用に供された後で、かつ、銀行が顧客からそのような無権限署名または変造についての通知を受領する前に、銀行により誠実に支払われるその他のアイテム上の同一の不正行為者による無権限署名また変造

を、主張することを禁止される。

(3) 顧客がアイテムの支払をすることにおける銀行の側の通常の注意の欠如を証明するときは、第(2)項にもとづく禁止は適用されない。

(4) 顧客または銀行のいずれかの注意または注意の欠如に関わりなく、計算書およびアイテムが顧客の利用に供される(第(1)項)時から1年内にアイテムの表面または裏面上の無権限署名または変造を発見しかつ通知せず、または、その時から3年内に無権限の裏書を発見しかつ通知しない顧客は、銀行に対して無権限署名、裏書または変造を主張することを禁止される。

(5) 本条において、支払銀行がアイテムの支払にもとづくまたは支払から生ずる顧客請求に対する有効な抗弁を有し、かつ、その抗弁を主張することを放棄しまたは要求により主張しないときは、その銀行は、取立銀行またはそのアイテムを呈示もしくは移転するその他の当事者に対して、顧客の請求を生ぜしめる無権限署名または変造にもとづくいかなる請求もなしえない。

② 1990年改正による規定

最も大きな修正を受けたのが、3-406条の規定であり、1990年改正前の同条は、顧客、銀行のそれぞれの帰責性の有無に応じて、損失の全部をいずれか一方の当事者に負担させるものであったが、改正後は、それぞれの帰責性が損失に寄与した割合に応じて双方が損失を分担するという解決 (comparative negligence approach とよばれる。Burke, op.cit. p.344) に移行している。具体的には、改正3-406条は次のように規定する。

第3-406条 (証券の偽造された署名または変造に寄与する過失)

(a) 通常 of 注意を尽くさなかったことが証券の変造または証券上の偽造された署名の作出に実質的に寄与する者は、誠実に証券に対して支払をしままたは有償でもしくは取立のために取得する者に対して、変造または偽造であることを主張することが禁止される。

(b) (a)項のもとで、禁止を主張する者が証券の支払をしままたは取得することにおいて通常 of 注意を尽くさず、かつ、その注意を尽くさなかったことが損失に実質的に寄与するときは、その損失は、禁止される者と、禁止を主張する者との間で、各自が通常 of 注意を尽くさないことが損失に寄与した程度にしたがい分配される。

(c) (a)項において、通常 of 注意を尽くさなかったことの立証責任は、禁止を主張する者にある。(b)項において、通常 of 注意を尽くさなかったことの立証責任は、禁止される者にある。

なお、(a)項または(b)項にいう通常注意ということについては、新たに、3-103条(7)号において次のような定義規定が設けられているが、これは、MICRシステム(磁気インクによる証券認識システム)やさらにはチェック・トランケーションのような自動的手段による支払をする銀行の注意について定める後段に意味がある。

第3-103条

(7) ビジネスに従事する者の場合における「通常注意」は、その者が従事するビジネスに関してその者が所在する地域で支配的である合理的な取引上の基準の遵守を意味する。証券の自動的手段による取立または支払の処理をするために証券を取得する銀行の場合においては、合理的な取引上の基準は、銀行が証券を点検しないことが銀行の定められた手続に違反せず、かつ、銀行の手続が本章または第4章により否認されるのでない一般的銀行慣行から不合理に逸脱しないのであれば、証券の点検を求めるものではない。

1990年改正前3-406条と比較すると、まず、旧(1)項の顧客の「過失」は、新(a)項の「通常注意を尽くさなかったこと」に修正されているが、これは実質的な修正ではあるまい。上記3-103条(7)号の通常注意の定義は顧客側にも適用があるのであろうが、消費者等のビジネスに従事しない者については定義はないことになる。次に、旧(1)項の「無権限署名」は新(a)項の「偽造された署名」に修正されている。オフィシャル・コメントでは、旧法の無権限署名は、偽造とともに無権代理による署名を包含する概念であったが、3-406条は無権代理についてまでカバーするものではなく、無

権代理については代理の一般法理に委ねるとする趣旨であるとされている。さらに、新たに(c)項が追加され、立証責任について明文化された。なお、(a)項で、支払人に対する法律関係についてのみならず、有償または取立のための取得者に対する法律関係についても適用される規定であることが明記されている。

これらを前提に新3-406条の意味を考えると、顧客に通常の注意を尽くさないこと、すなわち過失があり、それが偽造に実質的に寄与することという要件がみたされなければ、顧客が損失を負担することはないという点では、旧法と変わりはない。違ってくるのは、この要件がみたされ、かつ、銀行に不注意があった場合の処理であり、旧法では、銀行に不注意がある限り銀行だけが全損失を負担することになっていたのに対して、新法では、銀行に不注意があっても、それと顧客の過失とが損失に寄与した割合に従って顧客と銀行が損失を分担するということになるということである。これは、たんに割合的損失分担主義に改めただけのようにみえるが、改正法の影響は実はそれにはとどまらない。というのは、新法では、銀行の通常の注意の基準を定義する3-107条(7)号によれば、自動的手段による支払をする場合には、一般的に採用されている合理的とされる事務処理基準にしたがっているかぎり、銀行は個々の小切手について署名の照合をしない場合でも、通常の注意を怠ったことにならないことになるからである。

旧法のもとでは、銀行が署名の照合をしないことは通常の注意を尽くさなかったことを意味し、銀行は損失を負担しなければならないという解釈が自然であった。もっとも、実務的には、低額の small 小切手については署名の照合をせず、偽造があっても損失を負担することとしていたようであり、

事実上は銀行が損失を負担する結果となっていたのである。これに対して、新法のもとでは、銀行は署名の照合をしないで支払っても通常の注意を尽くさなかったことにはならず、損失を負担しないでよいのであるから、顧客に損失を負担させるように実務を修正していくかもしれないといわれており、小切手支払事務の機械化をにらんだこのような損失負担ルールの修正については、批判的な評価も少なくないようである (Burke, *op.cit.* 347 et seq. は、改正UCCの作成者は必ずしもそうは考えていなかったという資料をあげつつ、上記のような結果が生じうるものとする。また、Zekan, *Comparative Negligence Under the Code: Protecting Negligent Banks Against Negligent Customers*, 26 *U.Mich.J.L.Ref.*125 (1992) は、機械化の促進によるコストの節減というメリットを認めつつ、顧客、とくに消費者に損失を負担させることになる新法を批判している。)

comparative negligence アプローチの採用や機械化をにらんだこのような損失負担ルールの修正という1990年改正の基本的方向は、偽造小切手支払後の顧客の偽造の発見および通知義務違反にもとづく損失負担を規定した4-406条の改正でもみられるところである。すなわち、4-406条についても、やはり、3-406条と同様に、顧客・銀行双方の注意懈怠の程度にもとづく損失分配が規定されているが ((e)項)、4-406条では、自動的支払システムの採用にもとづいて計算書およびアイテムが顧客に送付されない場合 (チェック・トランケーションが実施されるとペーパーとしての小切手は交換に回されず破棄される。) についての規定が付加されており ((a)項・(b)項)、この場合顧客は小切手の現物の返還を受けないため、偽造の発見が従前ほど容易ではなくなっているが、やはり偽造の発見と通知の義務を

負わされているのであり、この点についても評価はわかれるところである (Zekan, op.cit. p.185 et seq.)。

第 4-406 条 (無権限の署名または変造を発見する顧客の義務)

(a) 勘定に対するアイテムの支払を示す計算書を顧客に送付しまたは顧客の利用に供せしめる銀行は、支払われたアイテムを顧客に返還もしくは顧客の利用に供せしめ、または、顧客が合理的に支払われたアイテムを確認するのに十分な情報を計算書において提供しなければならない。計算書は、アイテムがアイテム番号、金額および支払日により記載されているときは、十分な情報を提供するものとする。

(b) アイテムが顧客に返還されないときは、アイテムを所持する者は、アイテムの受領後 7 年間経過するまでは、アイテムを所持し、または、アイテムが破棄されるときはアイテムの判読可能な写しを提供できる装置を維持しなければならない。顧客は、アイテムを支払った銀行に対してアイテムを請求することができ、銀行は、合理的な期間内にアイテムを提供し、または、アイテムが破棄されもしくはその他入手可能でないときはアイテムの判読可能な写しを提供しなければならない。

(c) 銀行が(a)項にしたがい計算書またはアイテムを送付しまたは利用に供せしめるときは、顧客は、支払がアイテムの変造によりまたは顧客によるもしくは顧客のためとされる署名が無権限であるために、支払が無権限にもとづくものでなかったかどうかを決定するために計算書またはアイテムを合理的な迅速さで点検しなければならない。供された計算書またはアイテムにもとづいて顧客が合理的に無権限の支払を発見すべき

であったのであれば、顧客は関連する事実を銀行に対して迅速に通知しなければならない。

(d) あるアイテムに関して(c)項により顧客に課される義務を顧客が遵守しなかったことを銀行が証明するときは、顧客は、銀行に対して、

(1) 銀行が、その義務不遵守により損失を被ったことをも証明するときは、当該アイテム上の顧客の無権限の署名または変造；および

(2) 支払が銀行が顧客から無権限の署名または変造について通知を受ける前になされ、かつ、顧客がアイテムまたは計算書を点検し銀行に通知するための30日を超えない合理的な期間を与えられた後に銀行により誠実に支払われた他のアイテムについての同一の不法行為者による顧客の無権限の署名または変造

を主張することを禁止される。

(e) (d)項が適用され、かつ、顧客が、銀行がアイテムの支払をすることにおいて通常の注意を尽くさなかったこと、および、その注意を尽くさなかったことが実質的に損失に寄与したことを立証するときは、損失は、禁止される顧客と禁止を主張する銀行との間において、顧客の(c)項の不遵守および銀行の損失に寄与した通常の注意を尽くさなかったことの程度に応じて分配される。顧客が、銀行が誠実にアイテムの支払をしなかったことを証明するときは、(d)項による禁止は適用されない。

(f) 顧客または銀行のいずれかの注意または注意の欠如に関係なく、計算書またはアイテムが顧客の利用に供された後1年以内にアイテム上の顧客の無権限の署名または変造を発見し通知しなかった顧客は、無権限の署名または変造であることを銀行に対して主張することを禁止される。

本項による禁止があるときは、支払銀行は、禁止の適用される無権限の署名または変造に関して4-208条にもとづく担保違反により回復をなしえない。

(4) まとめ

銀行が記名捺印の照合に十分注意を尽くす限りで、偽造手形・小切手の支払による損失は顧客が負担するものとするわが国の当座勘定規定16条の規定の是非については従来から盛んに議論されているところであるが、ヨーロッパ諸国の同種の問題に関する法的処理をみるかぎり、顧客の側のなんらの帰責性も顧客の損失負担の要件とされないという点では、やはり問題があることは否定しがたいことのように思われる。もっとも、偽造の手形・小切手が振り出される事例の大部分では、手形・小切手用紙の管理上の不注意や被用者による偽造など顧客側に帰責性が認められるであろうから、実態上、結果が著しく不合理であるというケースは比較的少数ではあろうが、少なくとも例外的に顧客側になんらの帰責性がない場合には16条の適用はないというような制限的解釈をすべきものであろう。もっとも、顧客側の帰責性ということも、ドイツの議論を参考とすれば、過失というような具体的な不注意を意味するか、支配領域論のいうようになんかなり緩やかな意味での帰責性で足りるのかはなお議論の余地がある。

他方で、アメリカの状況を見ると、1990年の改正により、チェック・トランケーションをにらんでかなり大胆な新ルールを導入しており、その評価については意見がわかれているようである。今後、わが国においてもチェック・トランケーションのような支払事務の機械化が導入される場合には、当然ア

アメリカのルールも参照されることになると思われるが、もともと、支払済小切手が顧客に返還されるシステムのようにアメリカ特有の銀行実務の伝統があることや、1990年改正以後の実態を十分把握した上で、法的ルールの評価をすべきものである。

〔山下友信〕